

博物館の法規と分類

柴 正博

博物館法

「博物館法」は昭和26年に制定され、2014(平成26)年に大きく改定され、最終改正が令和4年(令和5年4月1日施行)に行われました。最終改正された博物館法では、その法律の目的を「社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)及び文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」としていて、「社会教育拠点」としてのみならず「文化拠点」としての博物館のあり方にも対応するように「文化芸術基本法の精神」が加わりました。博物館法では、「博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。」と定義されています。

また、博物館の組織については、館長と専門職員としての学芸員を置き、「学芸員は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」として、博物館には学芸員が必要であることが定められています。

そして、その事業として、①博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること、②分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること、③博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること、④一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、

実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること、⑤博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと、⑥博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと、⑦博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること、⑧博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること、⑨当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること、⑩社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること、⑪学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと、⑫学校・図書館・研究所・公民館等と協力してその活動を援助することがあげられています。

博物館の登録と分類

博物館法では、博物館を「公立博物館」と「私立博物館」、「博物館に相当する施設」に分けられています。「公立博物館」は地方公共団体が設置する博物館をいい、「私立博物館」は一般社団法人もしくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいいます。「私立博物館」は、一般社団法人また一般財団法人、宗教法人、政令で定める法人が設置する博物館で、その博物館が所在する都道府県の教育委員会に登録されたものになります。「博物館に相当する施設」は、国または独立行政法人に属するものは文部科学大臣が、その他の施設にあってはそれが所在する都道府県の教育委員会が「博物館に相当する施設」として指定したことになります。

すなわち、博物館は、国または独立行政

法人が設置するものは文部科学大臣が指定しますが、それ以外はそれぞれが所在する都道府県の教育委員会で一定の審査を受け登録されて「博物館」となります。そして、登録された博物館は教育委員会によって設置や運営に関して登録要件を欠いた場合に登録の取消を受けることがあります。

2014（平成26）年に改定される前の博物館法では、博物館は「登録博物館」と「博物館相当施設」に分けられ、「登録博物館」は都道府県の教育委員会が所管するものに限られていました。そのため、教育委員会の所管でない博物館（国立の博物館や公立でも教育委員会の所管でないもの、私立の博物館）は、国立の博物館をのぞき、教育委員会の審査を受けて認められて「博物館相当施設」とされていました。この点で、改定された博物館法では「登録された博物館が博物館である。」と明確に定義されたといえます。なお、登録を受けていない博物館は改定前には「博物館類似施設」とされていて、それは日本全国に5,700館以上あるいわゆる博物館のうち4分の3におよびました。すなわち、日本の博物館といわれているもののうち、「博物館」として認められた博物館は1,300館程度しかないということで、あとは未登録の「博物館類似施設」となります。令和5年4月1日施行の新法では、この未登録の博物館をできるだけ登録博物館にしていくこともその施行目的のひとつになっています。

「公立博物館」は、博物館法第二十三条で「入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」とあります。しかし、入館料が完全に無料の公立博物館は日本国内にほとんどないと思われます。また、第二十条には博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに館長に対して意見を述べる機関として「公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。」とあります。この博物館協議会とは、地域の公立博物館としての運営方針を決定する部分に住民が参画できることを補償したもので、博物館法施行規則に「博物館協議会の

委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準」として、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。」としています。

博物館の資料と機能による分類

博物館はその収集する資料により、「総合博物館」と「人文系博物館」、「自然系博物館」に大きく分けられますが、あるテーマについて自然系と人文系を区別しない博物館もあります。人文系の博物館では、資料の性格から考古・歴史・民族などを扱う歴史系博物館と、美術品を扱う美術博物館（美術館）に分けられます。歴史系博物館には、各地方自治体が設置した歴史民俗資料館が含まれ、全国の博物館数の約半数を占め、次いで美術館が2割を占めます。美術館には古美術のほか、近代・現代美術、演劇、映画、漫画、建築など多彩な資料を扱う施設もあり、社寺や宝物殿も美術館に分類されます。

自然系博物館には、自然界を構成する資料を扱う自然史系博物館と、科学技術に関する資料を扱う理工学系博物館に分けられ、自然史系博物館には、自然史博物館、動物園、植物園、水族館、昆虫館、地質・化石・鉱物などの博物館もあります。理工学系博物館には、科学技術博物館（科学館）や産業・農業・天文博物館などがあります。

また、博物館は設置目的や活動方針によって機能が異なる博物館が区別されます。機能による博物館の分類では、①保存機能型、②研究機能型、③教育機能型、④展示機能型に大きく分けられ、それぞれの間接型もあります。

このように、博物館はその機能をみても個々に異なり、多様です。このような博物館の機能は、博物館の組織の活動目的と人員構成、利用者のニーズなどによって決まりますが、博物館本来の機能（調査・研究・採集・収蔵・保管・展示・教育）のうち、いくつかの科学館や美術館のように収蔵庫をもたないものなど、本来の博物館の機能のいくつかをもたない博物館は、私は「博物館」とは認められないと考えています。